

旅費及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、給与規程第19条に基づき、職員及び評議員、評議員選任・解任委員、評議員選任外部委員、理事、監事、が職務のため旅行するときに支給する旅費又は評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会に出席する役員・委員の費用弁償費について、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給対象者)

第2条 職員及び評議員、評議員選任・解任委員、評議員選任外部委員、理事、監事、が出張した場合には、当該職員及び当該役員・委員に対し旅費を支給する。

(旅行命令)

第3条 職務による旅行は、旅行命令及び旅費請求(領収)書(別記第9号様式)、又は在勤地内旅行命令及び旅費請求(領収)書(別記第10号様式)によって行わなければならない。

(旅行の種類)

第4条 旅費の種類は、電車賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料等とする。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路、及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要、又はやむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路、及び方法によって旅行しがたい場合には、その経路及び方法によって計算する。

(電車賃)

第6条 電車賃は、電車旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。

(船賃)

第7条 船賃は、その乗船に要する運賃による。

(航空賃)

第8条 航空賃は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第9条 車賃は、路程に応じ実費額による。

(日当及び費用弁償)

第10条 出張を命ぜられた職員及び理事・評議員、又は、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会に出席した役員・委員に対し、次に掲げる日当又は費用弁償を支給することができる。費用弁償は4)、5)、6)を適用する。

1) 在勤地内の出張で1日5時間以上の場合、1日につき1,000円

※ 8キロメートル以内

2) 宿泊を伴う場合、1日につき3,000円

(ただし、午後に出発または午前に着した場合は、1,500円とする。)

3) 在勤地外出張の場合、1日につき1,500円

4) 評議員会に出席した場合、一回につき8,000円

5) 理事会に出席した場合、一回につき8,000円

6) 評議員選任・解任委員会に出席した場合、一回につき8,000円

(宿泊料)

第11条 宿泊料の額は、一夜につき青森県内は12,000円、県外は15,000円とする。ただし、研修会・講習会等で宿泊料が定められている場合は、その額とする。

(旅費の請求手続)

第12条 旅費の支給を受けようとする者は、旅行命令及び旅費請求(領収)書、又は在勤地内旅行命令及び旅費請求(領収)書に必要な書類を添えて旅行命令者に提出しなければならない。

(旅費の支給)

第13条 旅費の支給は、出張前日までに支給することができる。

2 予算の範囲内で不足の生じた場合は、打ち切り旅費を支給することが出来る。

(旅費支給対象者の拡大)

第14条 第3者委員等、園の委託により活動する嘱託者への旅費及び費用弁償費の支給は、この規程を準用する。

附 則

1、この規程は、平成16年4月1日から実施する。

2、この規程は、平成25年10月16日から実施する。

- 3、この規程は、平成29年2月23日から実施する。
- 4、この規程は、平成31年4月1日から実施する。